

令和5年度 第1回長浜市福祉有償運送運営協議会 会議録	
日 時	令和5年9月1日（金） 10:00～11:45
場 所	長浜市役所本庁舎1階 多目的ルーム1
出席者	出 席：中井会長、相山副会長、岸田委員、星野委員、松尾委員、田中委員、江川委員 （計7名） 欠 席：山路委員、奥田委員、尾本委員（計3名） 傍 聴 者：なし 事 務 局：長浜市しょうがい福祉課（山口課長、松尾主幹、花澤主査、堀井主事）
審議結果	更新登録の申請について （申請事業所：特定非営利活動法人きーなほくほく、社会福祉法人ひだまり、特定非営利活動法人地域サポーターぶらすP、社会福祉法人ぽてとファーム事業団 計4事業所） ⇒承認
<p>1. 開 会 課長あいさつ／委員の自己紹介／事務局紹介 《内容省略》</p> <p>2. 協議事項 （1）会長・副会長の選出について 事務局提案により、会長は中井委員、副会長は相山委員が就任となりました  *会議成立の報告《内容省略》</p> <p>（2）会議の公開について 議 長：次第の2（2）「会議の公開について」ですが、「附属機関の会議の公開等に関する要綱第2条」の規定により会議の公開又は非公開の決定は、会議の冒頭に当該附属機関の長がその会議に諮って行うものされています。 本日の協議内容について、公開することに異議のある方は挙手をお願いします。  ～挙手なし～  異議なしと認めます。 それでは、本協議会の会議録については原則通り公開とさせていただきます。</p> <p>（3）利害関係者の採決の参加について 議 長：次第の2（3）「利害関係者の採決の参加について」に入ります。 今回、申請事業所に所属されている委員がおられますので、運営協議会規則第8条により、利害関係者の採決の参加について、協議会で諮りたいと思います。 一般的に、会社法や社会福祉法などの法律では、利害関係者が採決には参加できないこととなっております。当協議会の採決についても、特別の利害関係を有する委員は、採決に加わることができない取り扱いでよろしいでしょうか？ 異議のある方は挙手をお願いします。</p>	

～異議なし～

異議なしと認めます。

それでは、特別の利害関係を有する委員は、採決に加わることができないこととします。

(4) 更新登録の申請について

議 長：次第の2(4)「更新登録の申請について」に入ります。

まず、配布されている資料について事務局より説明願います。

事務局：配布資料について説明 《内容省略》

委 員：利用者会員がタクシーを利用できない理由の資料を添付していただいておりますが、新しい利用会員が増えるとなった場合に、事務局で自家用有償旅客運送の利用にあたって適切かどうかの判断をされていますか。

事務局：現状は事務局で判断していません。

委 員：事業所からの申告はありますか。

事務局：そういった申告はありません。

委 員：区分内で利用が増えることは事業所にお任せしているということですか。

事務局：そのとおりです。

議 長：ただいまの事務局からの説明をお聞きしますと、福祉有償運送が、移動困難な方にとって必要不可欠な移動手段となっていると個人的には感じておりますが、委員の皆様はいかがでしょうか。

～委員より指摘・意見等なし～

福祉有償運送は引き続き必要であるとしてします。

それでは、4つの事業所から順番にヒアリングと質疑応答を行います。最後に事業所ごとに個別審査を行いますので、委員の皆様、どうぞよろしく願います。

まず最初に『特定非営利活動法人きーなほくほく』の入室を認めます。

～入室（特定非営利活動法人きーなほくほく）～

議 長：それでは、特定非営利活動法人きーなほくほくから更新登録の申請についての説明をお願いします。

申請者：申請内容について説明 《内容省略》

議長：ありがとうございました。

それでは委員の皆様から申請者に質問がございましたらお願いします。

委員：時間制運賃と距離制運賃はどのように使い分けをされていますか。

事業所：主に利用者の使用頻度によって使い分けており、支援が少ない方は距離制運賃、支援が毎日や数日おき等の多い方は時間制運賃を採用しています。時間制運賃の方が安い設定になっていて、利用者と相談して契約を行っています。

委員：令和2年6月から令和5年5月の期間は、事故は0件となっていますが、現在にいたるまでにおいても事故等はないという認識で良かったでしょうか。

事業所：そうです。こすってしまい自費で修理したことはありますが、大きな人身事故等はありません。

委員：重大事故等ある場合は、更新期間にも影響してくる場合がありますので、必ず事務局や運輸局に連絡をお願いします。

委員：運送事業以外に様々な事業をされているということですが、運転者名簿の職員の方は兼務でされている状況ですか。

事業所：居宅介護事業、移動支援、日中一時支援の3つの事業をしており、名簿の職員はいずれの事業にも時間帯によって従事することがあります。ですので、全員兼務している状況です。

委員：登録期間内にコロナの時期と重なっていますが、従業員がコロナで出勤できなくなった際等の様々な状況があったと思います。その際のバックアップ体制はどうですか。

事業所：複数人ヘルパーがいますので、協力して対応を行いました。また、コロナに罹患した職員が出たことを利用者に情報提供を行い、利用者によっては利用を控えることができました。大きく利用できなかったことはありませんでした。

委員：この職員でなければダメだといったことはありますか。

事業所：利用者によっては、このヘルパーでなければといったこだわりもあります。そのヘルパーがコロナに罹患した際は、自宅で見守りを行っていただきました。

委員：運行規約について、24時間365日対応で、希望する日の1運行日前の午後5時までの受付締切となっており、受付が大変かなと思います。今まで調整がつかずに断ったケースはありますか。

事業所：受付はしていますが、深夜帯での運行支援はないです。日々の定期利用や通院等で利用をしてもらっており、利用者で単発の深夜帯利用の申し込みはありません。もし利用があれば、相談のうえ対応はさせていただきます。

委員：1回あたりの平均運送収入が非常に安いと思いますが、ガソリン代が高騰している中で、収支が大変かと思います。いかがでしょうか。

事業所：数年前までは、ガソリン代の費用と収受した料金でトントンでしたが、ガソリン代が急騰し赤字状態となっています。市から燃料費にかかる補助金給付を受けて助かっています。今のところは料金改定の検討はしていませんが、このまま続く場合やそれ以上の状況になると、議題にはなってくるかなと思っています。

委員：旅客の名簿でイ（身体障害者）とハ（知的障害者）の区分に両方該当している方がいますが、会員数はどちらにカウントされているのでしょうか。

事業所：身体障害者の人数でカウントしています。

議長：他に質問等ございませんでしょうか。なければ申請者は退出してください。  
～退室（特定非営利活動法人きーなほくほく）～

委員の皆様、よろしいでしょうか。  
続きまして、『社会福祉法人ひだまり』の入室を認めます。  
～入室（社会福祉法人ひだまり）～

議長：それでは、社会福祉法人ひだまりから更新登録の申請についての説明をお願いします。

申請者：申請内容について説明  
《内容省略》

議長：ありがとうございました。  
それでは委員の皆様から申請者に質問がございましたらお願いします。

委員：運転者名簿に16名の運転者がおられますが、他の事業と兼務でされていると思います。事業の登録期間内にコロナの時期と重なっていますが、予定していた運転手が来れなくなった際等の事態があったと思います。その際のバックアップ体制はどうですか。

事業所：1日に1回あるかどうか、週に1回くらいの運送頻度であります。急遽、運転者が休みになった場合は、拠点間で協力体制をとっております。これまで利用者の方に迷惑をかけた事例はありません。

委員：令和2年4月から令和5年4月の期間は、事故等はないとなっておりますが、現在にいたるまでにおいても事故はないという認識で良かったでしょうか。

事業所：その通りです。

議長：他に質問等ございませんでしょうか。なければ申請者は退出してください。  
～退室（社会福祉法人ひだまり）～

委員の皆様、よろしいでしょうか。  
続きまして、『特定非営利活動法人地域サポーターぷらすP』の入室を認めます。  
～入室（特定非営利活動法人地域サポーターぷらすP）～

議長：それでは、特定非営利活動法人地域サポーターぷらすPから更新登録の申請についての説明をお願いします。

申請者：申請内容について説明  
《内容省略》

議長：ありがとうございました。  
それでは委員の皆様から申請者に質問がございましたらお願いします。

委員：19分までは距離制運賃、19分以上は時間制運賃の料金設定について具体的に教えてください。

事業所：2020年に料金を改正しましたが、長浜の地域性上、近いと距離制で終わると思いますが、郊外だと利用者の負担が大きくなってしまいますのでそこを許容したつもりです。

委員：利用者2名、運転者2名の体制であります。運転者の体調不良等で急遽運転できなくなった場合の対応はどうされていますか。

事業所：今はコロナで利用が減った半面、職員も減ってしまいました。利用者の一人は私で、利用が無理な場合は使っていません。

委員：通院等の場合も調整するということですか。

事業所：他の事業所を使っていて、うちの方で体調が悪い人がいれば、他事業所をお願いをしています。利用者に迷惑はかからないようにやっています。

委員：運行前後の点呼はどのように行っていますか。

事業所：当該事業所の横が自宅で、車の出庫や帰庫した際に声をかけるようにして確認を行っています。

委員：酒気帯びや体調の確認等も実証されているということですね。

議長：他に質問等ございませんでしょうか。なければ申請者は退出してください。  
～退室（特定非営利活動法人地域サポーターぷらすP）～

委員の皆様、よろしいでしょうか。

最後になりましたが、『社会福祉法人ぽてとファーム事業団』の入室を認めます。

～入室（社会福祉法人ぽてとファーム事業団）～

議長：それでは、社会福祉法人ぽてとファーム事業団から更新登録の申請についての説明をお願いします。

申請者：申請内容について説明

《内容省略》

議長：ありがとうございました。

それでは委員の皆様から申請者に質問がございましたらお願いします。

委員：距離制運賃と時間制運賃は利用者ごとに決めているのか、それとも毎回、両方の運賃を計算して安い方を採用されているのでしょうか。

事業所：安い料金をとってもらうようにしています。どちらかにするかは利用者と相談して、納得のうえで実施しています。

委員：定期的な利用がある方は基本的にどちらになるのか。

事業所：基本は距離制になります。

委員：事前に決めておいた運賃体系とはイレギュラーな利用の場合は、その時々に応じて安い料金を採用するという理解でしょうか。

事業所：その通りです。

委員：4つの事業所で会員が46名と最も多い事業所ですが、運転者は11名となっています。実情としては、運転者は何人でまわしているのでしょうか。

事業所：1日あたり6人で常時動いています。バックアップ体制ですが、何かあれば他の運転者で対応する体制になっています。コロナの関係で、支援をやめようということには

ならない。命を守るための通院等があるので調整しながら実施しております。

委員：事故を起こさないための研修をされているのでしょうか。

事業所：長浜自動車学校から借りたDVD教材やネットを使った研修を年1回実施しています。

議長：他に質問等ございませんでしょうか。なければ申請者は退出してください。  
～退室（社会福祉法人ぽてとファーム事業団）～

議長：それでは、4つの事業者から提出された更新登録の申請について、合意するかどうかご意見をお伺いしたいと思います。審査は1件ずつ行います。  
はじめに、『特定非営利活動法人きーなほくほく』から出された更新登録の申請について、合意するかどうかご意見をお伺いと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

～委員の意見なし～

議長：では、採決に入ります。  
特定非営利活動法人きーなほくほくの更新登録の申請について、合意される方は挙手をお願いします。

【賛成：7名（出席委員 全員挙手）】

議長：特定非営利活動法人きーなほくほくの更新登録の申請については合意に決しました。  
続きまして、『社会福祉法人ひだまり』から出された更新登録の申請について、合意するかどうかご意見をお伺いしたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

～委員の意見なし～

議長：では、採決に入ります。  
社会福祉法人ひだまりの更新登録の申請について、合意される方は挙手をお願いします。

【賛成：7名（出席委員 全員挙手）】

議長：社会福祉法人ひだまりの更新登録の申請については合意に決しました。  
続きまして、『特定非営利活動法人地域サポーターぶらすP』から出された更新登録の申請について、合意するかどうかご意見をお伺いしたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

～委員の意見なし～

議長：では、採決に入ります。

特定非営利活動法人地域サポーターぷらすPの更新登録の申請について、合意される方は挙手をお願いします。

【賛成：6名（出席委員 全員挙手）】※利害関係の委員は除く※

議長：特定非営利活動法人地域サポーターぷらすPの更新登録の申請については合意に決しました。

続きまして、『社会福祉法人ぽてとファーム事業団』から出された更新登録の申請について、合意するかどうかご意見をお伺いしたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

～委員の意見なし～

議長：では、採決に入ります。

社会福祉法人ぽてとファーム事業団の更新登録の申請について、合意される方は挙手をお願いします。

【賛成：6名（出席委員 全員挙手）】※利害関係の委員は除く※

議長：社会福祉法人ぽてとファーム事業団の更新登録の申請については合意に決しました。

議長：それでは、これで本日の議事につきましてはすべて終了しましたので、事務局へ進行をお返しします。

事務局：中井会長様ありがとうございました。

本日は、委員の皆様方にはご審議いただきまして、誠にありがとうございました。最後に、「その他」ということで、委員のみなさまから何かございますでしょうか。

《滋賀運輸支局より、道路運送法施行規則等の一部改正についての説明》

事務局：それではこれで本日の長浜市福祉有償運送運営協議会を終わらせていただきます。

本日は、ご協議いただき誠にありがとうございました。それでは、閉会とします。

5. 閉会